

# 家族の負担が重くなる「要介護1\*」から補償します。

\*実際の補償区分については下表をご確認ください。



軽度から中程度の介護状態では公的介護をはじめ、周囲のサポート体制も不十分な場合がありますが、NTTグループ団体親介護費用補償保険なら、「要介護1\*」から補償の対象になります。

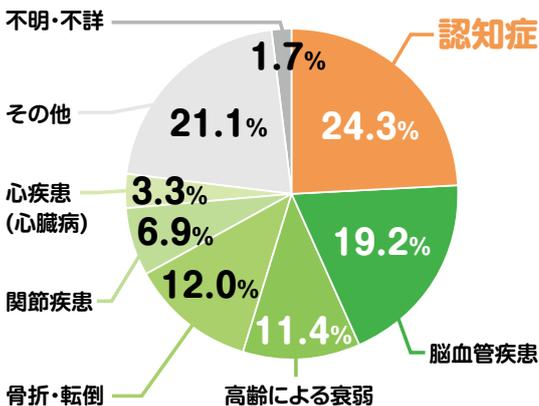
\*要介護1の場合は、その認定時の「認知症高齢者の生活自立度判定基準」の判定で、医師からIIa以上の診断を受けている場合にかぎります。

## 公的介護保険の要介護認定のめやすとサービス

要介護区分	要介護認定のめやす		
要支援 1,2	起き上がり、歩行などの基本動作はほぼ単独で可能だが、家事、服薬等の日常動作で支援が必要。	補償対象外	
要介護 1	食事、排泄は単独で可能だが、家事などの日常動作が要支援状態より低下している。 以下の「認知症生活自立度 判定基準」のII a 以上に該当している場合、要介護1の場合でも補償の対象となります。 (医師から認知症と診断されているかは問いません)		
	レベル		認知症生活自立度 判定基準
	I		「何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内および社会的にほぼ自立している状態」基本的には在宅で自立した生活が可能レベル。
	II a		「日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが家庭外で多少見られても、誰かが注意していれば自立できる状態」
	II b		「日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが家庭内でも見られるようになるが、誰かが注意していれば自立できる状態」
	III a		「日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが主に日中を中心に見られ、介護を必要とする状態」
	III b		「日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが夜間を中心として見られ、介護を必要とする状態」
IV	「日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする状態」		
M	「著しい精神症状や周辺症状あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする状態」		補償対象
要介護 2	歩行など日常動作に部分的に介護を要する。認知症では理解力低下が表面化。		
要介護 3	日常動作（食事など）で全面的に介護が必要。認知症では問題行動が現れる。		
要介護 4	単独での歩行や排泄ができない。認知症では理解力の低下が顕著。		
要介護 5	食事・排泄などで介護なしでは生活できない。認知症では理解力低下、問題行動あり。		

認知症生活自立度は厚生労働省の定めるもので、要介護の判定を行う際に主治医が作成する主治医意見書において、記載必須項目とされています。(2024年9月現在の公的介護保険制度に基づくものであり、今後改定される場合があります。)

### ■介護が必要になった原因と割合



出典:厚生労働省「2019年国民生活基礎調査の概況」

### 認知症

介護が必要となる原因の第1位は認知症です

認知症は徘徊などを伴うと一日中目が離せなくなり、家族の負担が大きくなります

#### 認知症症状の一例

徘徊 	物忘れ 	怒りっぽくなる 	不安・幻覚 
--------	---------	-------------	-----------